

厚生だより

2021
2

編集・発行／(一財)広島市職員互助会・広島市職員共済組合
広島市企画総務局人事部福利課

令和3年(2021年)2月1日号



えらべる倶楽部からのお知らせ

- ① P1 人気急騰 全国共通お食事券(ジェフグルメ)補助!
- ① P1 会員専用サイト新規ログインキャンペーン!

募集します

- ③ P3 全国市長会任意共済保険の募集
- ④ P4 職員互助会グループ保険・総合医療保険 募集のお知らせ
- ⑤ P5 広響定期演奏会入場券希望者募集

健康・相談

- ① P11 職員定期健康診断個人票の提出をお願いします
- ① P11 定期健康診断の再検査を受けましょう
- ② P12 ニコニコ(2525)すごそう!
毎月25日はメンタルヘルス推進日^^
- ② P12 健康教室のご案内
- ④ P14 笑顔でヘルシーダイヤル等

お知らせします

- ② P2 被扶養者取消・認定の手続きを忘れずに!
- ⑥ P6 火災共済の継続加入
- ⑦ P7 ⑧ 財形貯蓄の手続き
- ⑧ P8 ⑧ 老齢厚生年金の繰上げ支給
- ⑧ P8 ⑧ 保険手続き
- ⑨ P9 育児休業等・産前産後休業終了時の標準報酬月額の変定等
- ⑩ P10 進学資金に職員共済組合の貸付を!
- ⑩ P10 現在、職員共済組合で大学修学のための貸付を受けている方へ
- ⑬ P13 個人型確定拠出年金「iDeCo」に係る事業主の証明について
- ⑬ P13 医療費控除申告の添付書類として利用できる「医療費と給付金支給額のお知らせ」の送付時期について

⑧ 退職される方向けコンテンツ

人気急騰 全国共通お食事券（ジェフグルメ）補助！

11月に始まりました広島市オリジナルキャンペーン「全国共通お食事券（ジェフグルメ）補助」！！
11月の1か月だけで**503件19,790枚**のお申し込みをいただきました！

お申し込み期限は令和3年3月31日まで。ご購入後の有効期限はありません。
テイクアウトにもご利用いただけます！
まだ、お申し込みでない方は、ぜひ、この機会にお申し込みください。

人気急騰
11月だけで
503件
19,790枚申込

補助

一般価格500円/枚が会員特典価格で480円/枚
さらに、下記の補助金を差し引いて400円で購入いただくことができます。

**全国共通お食事券
ジェフグルメカード補助 80円補助 /枚**
⇒ **1枚400円で購入可能!! 20%OFF!!**



全国約35,000店舗、市内600店舗以上でご利用可能です。
利用可能な店舗は「ジェフグルメカード 加盟店」などで検索ください。

ご利用条件

年度内
60枚まで



定価500円のお食事券が補助を使うと400円で購入できます！

60枚まで使えるという事は・・・
30,000円分を24,000円で購入可能。
6,000円もお得。
ぜひ、お申し込みください。

お申込方法（会員専用サイト）

STEP
1

パソコンの場合はTOPページ上段で、スマートフォンの場合は下部「検索」で、「ジェフグルメカード」または「50508001」で検索。

STEP
2

ジェフグルメカードの「補助金申請」をタップ。ご利用方法を確認のうえ、お申込みください。

会員専用サイト新規ログインキャンペーン！

対象期間

令和3年1月1日～令和3年2月28日

商品券

プレゼント商品

商品券5,000円分を20名様にプレゼント!!

プレゼントは抽選になります。当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます。あらかじめご了承ください。

応募方法

パソコン、スマートフォンから、「えらべる倶楽部」会員専用サイトにログインしていただくだけで応募は完了します。まだ会員専用サイトにログインしたことのない会員様は、ぜひ、この機会をお見逃しなく！！

会員専用サイトについて



会員専用サイトのログイン方法については、利用ガイド5ページを参照していただき、手順をお願いいたします。
新規ログインに必要な仮パスワードは4ページを参照ください。



被扶養者取消・認定の手続きを 忘れずに！

職員共済組合

☎内81-2367

☎504-2062

春は就職や退職などの異動が多い時期です。

家族の収入状況に変化がある場合には、あらかじめ準備し、手続きが遅れないようにしてください。

就 職

被扶養者が就職や勤務形態変更により、新たに健康保険等へ加入した場合は、被扶養者の取消の手続きが必要となります。「被扶養者申告書」に就職日が確認できる書類（新しい保険証や就職辞令書のコピーなど）と、被扶養者証（黄緑色の健康保険証）を添えて、給与担当課（市長事務部局は給与課）へ提出してください。

なお、就職先で健康保険等に参加していても、収入基準を超える場合は、被扶養者の要件を満たさないため、取消の手続きが必要です。

＜収入基準＞年間130万円（月額108,333円）未満

※障害年金受給者又は60歳以上で公的年金等受給者…年間180万円（月額15万円）未満

※手続きは、被扶養者の要件を満たさなくなった後、速やかに行ってください。

引き続き扶養

22歳以上の被扶養者で、引き続き扶養する場合は、手続きが必要な対象者へ6月以降に通知しますので、内容を確認後、届出を行ってください。

退 職

組合員の家族が、退職等により被扶養者の要件を備えることとなり、組合員が扶養する場合は、「被扶養者申告書」にその事実が確認できる書類を添えて、扶養事実の生じた日（退職日の翌日）から30日以内に給与担当課（市長事務部局は給与課）へ提出してください。

被扶養者の要件や添付書類等については、「被扶養者の範囲や主な届出例」に掲載しておりますので、ご参照ください。

※扶養事実の生じた日から30日以内に届出がされなかった場合、扶養の認定日は給与担当課の受付日になります。

「被扶養者申告書」、「被扶養者の範囲や主な届出例」は、次のところに掲載しています。

【庁内Webが見られる場合】

庁内Web>「各課のホームページ 企画総務局」の「人事部福利課」>「3 申請様式、ガイド等」の「共済組合」

【学校等の場合】

C4 t h>広島市教育委員会リンク集>福利課>「3 申請様式、ガイド等」の「共済組合」

全国市長会任意共済保険の募集

互助会

☎ 81-2354-2358
☎ 504-2063

全国市長会任意共済保険の令和3年度の申込受付を、以下のとおり行います。

受付期間 2月8日(月)～3月4日(木)

申込方法

- ① 新規加入・変更・脱退を希望される方は、加入申込書に必要事項を記入・押印のうえ、本人控えを取り、互助会に提出してください（なお、新規加入または増額を希望される場合は、パンフレット内の“加入資格”を確認のうえ、申し込みしてください。）。また、広島市において加入できる保険金額は、1,000万円までとします（ただし、すでに保険金額1,500万円に加入されている方については、そのままの額で継続することができます。）。
※結婚等により氏名が変更になった方・死亡保険金受取人を変更される方は、申込書での変更も可能ですが、保険期間開始（6月1日）前の変更をご希望の方は、互助会に連絡してください。
- ② 現在の加入内容（医療保障保険を含む。）のまま継続される方については、自動的に更新されますので、加入申込書の提出は不要です。
- ③ 令和3年3月31日の退職時で脱退される方は、提出不要です。

保険期間

令和3年6月1日から令和4年5月31日までの1年間。（以後毎年自動更新）

保険料控除

令和3年6月給料から毎月控除。

退職後の取扱

- ・退職時に加入されている方は、保険年齢75歳まで継続して加入することができます。医療保険も退職時に加入していれば、任意共済保険を継続することを条件に保険年齢75歳まで継続して加入することができます。
- ・令和2年度末で定年退職される方については、別途ご案内しておりますので、それに基づき手続きをしてください。早期退職（年度末か令和3年5月31日までの間に退職を予定）される方については互助会までご連絡ください。

制度内容お問い合わせ先

在職中（制度の保障内容および保険金請求や各種ご照会）

第一生命（全国市長会専用）コールセンター

☎ 0120-013-862

＜携帯電話からもおかけいただくことができます。＞

受付時間 10：00～18：00（土・日・祝日・年末年始を除く）

退職後継続制度移行後（変更手続きおよび保険金請求や各種ご照会）

全国市長会退職後継続制度 事務代行会社
株式会社日本共同システム コールセンター

☎ 0120-981-670

＜携帯電話からもおかけいただくことができます。＞

受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日・年末年始を除く）

締切厳守で
お願いします



職員互助会グループ保険 総合医療保険 募集のお知らせ

②グループ保険・総合医療保険のポイント

互助会

☎内81-2354・2358

☎504-2063

『知ってるようで意外と知らない！？』

職員互助会グループ保険・総合医療保険
のおすすめポイントは何ですか？



職員互助会グループ保険
総合医療保険 のポイントは5つです！



《職員互助会の福利厚生制度を使わないなんてもったいない！》

1

保険金額 **100万円** から加入できるのは、
職員互助会グループ保険です！！ ※1

2

お手軽な
保険料 ※2



3

医師の
診査不要 ※3



4

配当金の
お楽しみも ※4



5

ご家族も
一緒に ※5



※1 加入できる保険金額や保障内容についてはパンフレットをご確認ください。

※2 団体保険としての割引が適用された保険料です。

※3 健康状態等の告知によるお申込み手続きです。告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。

※4 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

※5 ご本人さまがご加入の場合、配偶者さま・お子さまもお申込みができます。

職員互助会グループ保険・総合医療保険の新規募集は毎年5月～6月に行っています。

【✉️ 専用メールアドレス】 nissay-hiroshimaRM@nissay.co.jp

※事務幹事会社(日本生命保険相互会社)の互助会制度専用メールアドレスです。

当資料は、制度の内容がすべて記載されているものではありません。

あくまでも参考資料としてご利用ください。

ご加入のご検討に際しましては、パンフレット・「契約概要」・「注意喚起情報」等にて必ず詳細をご確認ください。

広島交響楽団定期演奏会入場券希望者募集

互助会

☎(内)81-2356
☎504-2063
FAX245-8337

募集内容 (下記の中から1つだけ選んでください)

区分	公演名	開催日・開演日時	会場	募集人数	負担金
1	第409回広響定期演奏会	3月7日(日)15:00	広島文化学園HBGホール (広島市文化交流会館)	各25人	S席 2,700円
2	第401回広響定期演奏会 (6月13日の延期公演)	3月11日(木)18:45			A席 2,400円
					B席 2,200円

※当選者には2月15日頃に通知書を発送します。通知書を互助会窓口にて持参いただき、入場券引き換え時に負担金をお支払いください。申込期限後のキャンセル、変更等はできません。

注) 新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、開催日の延期や中止、出演者や曲目の変更という可能性もありますので、予めご了承ください。

第409回 広響定期演奏会

【指揮】パスカル・ロフェ

【コントラバス】エディクソン・ルイス

【曲目】ロルフ・マッティンソン：コントラバス協奏曲第1番
作品87

ストラヴィンスキー：交響詩「ナイチンゲールの歌」

ドビュッシー：交響詩「海」- 3つの交響的スケッチ

2019年の「平和の夕べ」コンサートに出演した、ベルリン・フィルのエディクソン・ルイスがソリストとして登場。エル・システマからベルリン・フィルへの電撃入団はドゥダメルに続く快挙とされた。エディクソン自身が日本初演をつとめたマッティンソンの大作は聴き逃さない!

第401回 広響定期演奏会

【指揮】下野 竜也

【ハープ】吉野 直子

【曲目】ニーノ・ロータ：ハープ協奏曲

ブルックナー：交響曲第1番ハ短調 WAB 101 (リッツ編)

下野らしい、おしゃれで、かつ、シブくてカッコいいプログラムをお届けする。2018年に下野がアンサンブル金沢で演奏し好評を博したニーノ・ロータと、ブルックナーを合わせる大胆なプログラムは、広響と共に歩み成長する下野自身への問いかけとなるだろう。

広響定期演奏会入場券申込書

(2月5日17:00必着)

職員番号

所属名 _____ (☎ _____)

氏名 _____

区分 _____ 1 _____ 2 _____

参加席 _____ S席 _____ A席 _____ B席 _____

希望枚数 @ _____ 円 × _____ 枚 = _____ 円
(合計負担金額)

参加者氏名	氏名 (カタカナで記入)	職員番号	続柄

配付枚数

1人2枚までとします。
※未就学児は入場できません。

申込期限

2月5日(金)17:00必着

申込方法

申込書を互助会へ提出してください。FAXでも受け付けます。

※FAX送信後、互助会への着信の有無等の問い合わせについては、お答えできませんのでご了承ください。また、最終日は回線が混み合いますので、早めの送信をお願いします。

記入上の注意

互助会会員及びその家族(配偶者、子、父母、祖父母、孫、兄弟姉妹)の範囲内での応募にしてください。なお、**配偶者の父母、子の配偶者、兄弟姉妹の配偶者等は対象外**です。

①区分と参加席は、希望するものをそれぞれ1つ〇で囲んでください。

②枚数と合計負担金額の記入をお願いします。

③参加者氏名の枠は、会員の場合は氏名と職員番号を記入し、ご家族の場合は、氏名と続柄を記入してください。

※申込者が参加される場合は、**必ず再度記入**してください。

④記入もれ等がある場合は受付できません。

⑤広響定期演奏会への参加は年度内1回とします。

FAXで申し込む場合は、申込書を切り取らずに送信してください。

全国都市職員災害共済会 火災共済の継続加入

互助会

☎ 81-2354-2356
☎ 504-2063

継続加入の募集

【申込締切】 令和3年2月3日(水)必着

【申込方法】 1月下旬に、現在の火災共済加入者あてに火災共済契約満了通知書兼契約(継続)申込書等を配付しておりますので、継続契約希望・脱退希望にかかわらず、申込書に必要事項を記入のうえ、3枚ともすべてを各所属の庶務担当を通じて互助会に提出してください。
※令和3年3月末で脱退される方及び早期退職される加入者(令和3年3月末退職予定の会計年度任用職員を含む。)は、事前に互助会までご連絡ください。



【共済期間】 令和3年4月1日から1年間

【掛金】 3月期末手当から控除します。
(控除できなかった方には別途連絡します。)

- 都市職員のための共済事業 -

ご存じですか?

少ない掛金で
大きな補償と安心

都市生協の 火災共済

充実した補償

建物	4,000万円	合計	6,000万円
動産	2,000万円		

火災、落雷、破裂・爆発、航空機の墜落、車両の飛び込み、上層階からの水漏れ、風水害(600万円限度)、災害死亡(300万円限度)
※地震災害見舞金等、各種見舞金も充実しています。

共済掛金額(年額)

1口当たり(補償金額50万円)	
木造建物	300円
耐火建物	200円

木造建物4,000万円、動産2,000万円の契約をした場合
120口(契約金額6,000万円) × 掛金300円 = 36,000円



厚生労働大臣認可
生活協同組合
全国都市職員災害共済会
〒102-8610東京都千代田区平河町2-4-2全国都市会館内
<http://www.toshiseikyo.or.jp>

「動産」のみでも契約ができます。
「退職後」も引き続き加入できます。

風水害特約加入で最高3,000万円まで補償!

近年、局地的な豪雨、豪雪等の自然災害が多発!!

※更に十分な補償が得られるよう火災共済契約(基本契約)に加えて、特約契約を。
火災共済金の風水害共済金(600万円限度)に加えて、
風水害特約共済金(2,400万円)を支払います。
(損害額の1/2が限度)

1口当たり掛金額	木造建物 耐火建物	150円
----------	--------------	------

水・かぎトラブルの応急処置サービス

水まわり、かぎ開けでお困りの際に専門業者を手配し、24時間・365日、駆けつけるサービスです。水漏れを止めたり、かぎを紛失した際の錠開けなどの応急処置(出張料および作業料が無料)を行います。

平成26年度
から開始!

「都市生協」の紹介

- 都市生協は、生活協同組合 全国都市職員災害共済会の通称で、厚生労働大臣の認可団体です。
- 都市生協は、全国市長会が全国各市の要望に応じて、消費生活協同組合法に基づき、昭和33年に設立された組合です。

0120-753-375 または 03-3262-5290

受付時間：月～金(土・日・祝日を除く)午前9時～午後5時

財形貯蓄の手続き

福利課

☎(内)81-2355
☎504-2060

市立病院機構経営管理課

☎(直通)569-7816
FAX569-7826

今年度退職を予定されていて、財形貯蓄（一般、住宅）に加入している方は、次の手続きをしてください。

※定年退職される方は、すでに案内をお送りしておりますので確認してください。

1 解約する場合

- (1) 再就職の予定がない場合は、雇用関係がなくなりますので、解約することになります。
- (2) 再就職の予定がある場合でも、退職後2年以内に新事業主への継続手続きを行わない場合は、解約することになります。

【**手続方法**】解約は所定の用紙に記入し、福利課へ提出

してください。（用紙は福利課にありますので、連絡いただければ、庁内メールで送付します。）

【**提出期限**】・2月15日（月）までに提出 ⇒2月給与積立後、2月末日までに解約

・3月15日（月）までに提出 ⇒3月給与積立後、3月末日までに解約

※ **年度内に解約する場合は、3月15日（月）必着で提出してください。**

市立病院機構職員（市派遣職員を除く）の財産形成貯蓄に係る退職の手続き等について

地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「市立病院機構」という。）職員（市派遣職員を除く。）の財産形成貯蓄に関する退職の手続きは、市立病院機構本部事務局経営管理課で行います。

広島市教育委員会の財産形成貯蓄に係る退職の手続きについて

広島市立の小学校、中学校、中等教育学校、特別支援学校及び学校給食センターに勤務する教職員（技術指導員、技術員、業務員及び給食調理員等を除く。）の財産形成貯蓄に係る退職の手続きについては、契約金融機関に直接お問い合わせください。定年退職される方には、既に案内をお送りしていますので御確認ください。

【**教職員課**】電話：082-504-2511

2 広島市へ再就職する予定がある場合

- (1) 引き続き、広島市の財形貯蓄制度に加入することもできます。
- (2) 通常、給与及び賞与の額が下がりますので、積立額の変更を臨時に受け付けます。（受付期間等は下記のとおりです。）

【**手続方法**】

ア 積立額を変更されない方

手続きは不要です。そのまま4月以降も積立てが継続します。

イ 積立額を変更される方（※ 変更申込書を福利課へ請求してください。）

(ア) **現在の積立額を4月給与で控除しても支障がない場合**

4月1日（木）～15日（木）に、変更申込書（積立額の変更）を福利課へ提出してください。

4月の給与までは現在の積立額で控除し、5月給与以降は変更後の積立額で控除します。

(イ) **4月給与から積立額の変更を希望する場合**

3月15日（月）必着で変更申込書（積立額の変更）を福利課へ提出してください。

3 広島市以外（関係団体等含む）へ再就職する予定がある場合

(1) **新事業主が財形貯蓄制度を行っていない場合**

ア 継続できないので解約することになります。解約方法は「1 解約する場合」と同様です。

(2) **新事業主が財形制度を行っている場合**

ア 新事業主が預け替え（移管）することにより、これまで積み立てたものに継続して積み立てができます。

一般財形、住宅財形、それぞれ同一種類の財形貯蓄への継続が可能です。

イ 現在、財形貯蓄を預け入れしている金融機関を、新事業主が財形貯蓄取扱金融機関としていない場合は、新事業主が取り扱っている金融機関へ預け替え（移管）して継続することができます。継続の手続きについては、新事業主の担当者に相談してください。

退職される方へ

老齢厚生年金の繰上げ支給

職員共済組合

☎内81-2363・2364

☎504-2061

老齢厚生年金の支給開始年齢が生年月日によって60歳から65歳まで段階的に引き上げられています。しかしながら、60歳以降であれば支給開始年齢になる前でも、請求により繰上げて年金を受け取ることができます。

なお、この繰上げ請求は、日本年金機構等が支給する老齢厚生年金や老齢基礎年金等の繰上げ請求と同時にを行う必要があります。

また、繰上げする月数に応じて次のとおり年金額が減額されます。

減額率=0.5%×繰上げ請求月から支給開始年齢になる月の前月までの月数

(例) 老齢厚生年金額が1,200,000円で、昭和35年12月生まれの方が令和3年3月に繰上げ請求した場合

老齢厚生年金（支給開始年齢64歳）

1,200,000円/年 - (1,200,000円×0.5%×45月) =930,000円/年

老齢基礎年金（支給開始年齢65歳）

781,700円（満額） - (781,700円×0.5%×57月) =558,916円/年

○繰上げ請求する場合の注意点

繰上げは以下の点について注意が必要です。請求前に職員共済組合へご相談ください。

- ① 請求後は、請求を取り消すことはできず、生涯減額された年金額となります。
- ② 請求後は、事後重症などによる障害に係る年金を請求することはできません。
- ③ 請求後であっても、被用者年金制度に加入した場合、老齢厚生年金については一部支給停止の対象となります。

○繰上げ請求窓口

職員共済組合年金係又は住所地を管轄する年金事務所

保険手続き

互助会

☎内81-2354・2358

☎504-2063

「グループ保険」、「全国市長会任意共済保険」、「積立年金保険」に加入しておられる方で3月末に退職される方には、退職後の手続きについて案内を送付していますが、手続きがまだお済みでない方は至急手続きを行ってください。

(定年退職職員以外の方には送付しておりません。)

※案内が届いていない方、嘱託職員及び早期退職の方は、互助会まで至急ご連絡ください。(積立年金保険については、年金受取の試算表作成が可能です。作成には時間がかかりますので、必要な方は必ず事前にご連絡ください。)

育児休業等・産前産後休業終了時の標準報酬月額の設定等

職員共済組合

☎82-2361~2364

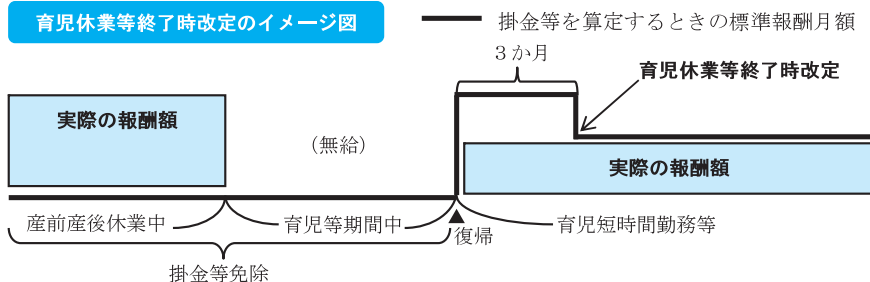
☎504-2061

1 育児休業等終了時改定

育児休業を終了した組合員が、育児休業を終了した日において、その育児休業に係る3歳に満たない子を養育する場合、職員共済組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3か月間（報酬の支払基礎日数が17日未満の月等は除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として標準報酬月額を改定します。（ただし、随時改定の要件を満たす場合は、育児休業終了時改定の申出がなくても随時改定を行います。）

なお、育児休業等に続けて次の子の産前産後休業をとる場合には、育児休業等と産前産後休業を1つの休業とみなして、産前産後休業の終了時（連続して次の子の育児休業等を取得する場合はその育児休業等終了時）に改定を行います。

育児休業等終了時改定のイメージ図



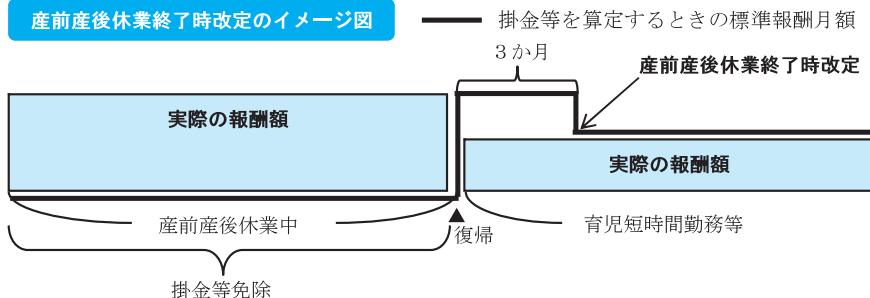
（注）育児休業等終了時改定は、原則、復帰後3か月間の報酬の平均により行うため、復帰直後の約3か月間は、従前の標準報酬月額が適用されます。

2 産前産後休業終了時改定

産前産後休業を終了した組合員が、産前産後休業を終了した日において、その産前産後休業に係る子を養育する場合、職員共済組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3か月間（報酬の支払基礎日数が17日未満の月等を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として標準報酬月額を改定します。（ただし、随時改定の要件を満たす場合は、産前産後休業終了時改定の申出がなくても随時改定を行います。）

なお、産前産後休業に続けて育児休業等をとる場合には、産前産後休業と育児休業等を1つの休業とみなして、育児休業等の終了時に改定を行います。

産前産後休業終了時改定のイメージ図



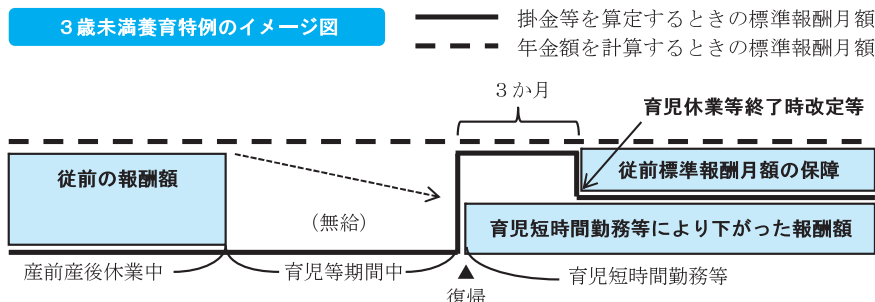
3 3歳未満の子を養育しているときの特例

3歳に満たない子を養育している組合員が、養育期間前の標準報酬月額を下回る場合に、職員共済組合に申出をしたときは、その子が3歳に達するまでの間、年金額計算の際には、養育期間前の高い長期標準報酬月額で計算されます。

育児休業終了時改定等により、養育期間前の標準報酬月額を下回る場合は、申出書を提出してください。

なお、この特例は、育児短時間勤務などの勤務形態の期間中に報酬が低くなったことにより将来の年金額が低くなることを避けるための措置であるため、短期給付の算定の基礎となる標準報酬月額には適用されません。

3歳未満養育特例のイメージ図



進学資金に職員共済組合の貸付を！

職員共済組合

☎内81-2362

☎504-2061

入学は最高200万円まで

大学（大学院を含む）・高校・専修学校等への進学資金の計画はお済みですか？

職員共済組合では、入学・修学の貸付を希望される方に進学資金の貸付を行っていますのでご利用ください。

申込締切は毎月5日です。貸付条件などは次のとおりです。

区 分	入学貸付	修学貸付
貸付の対象	組合員又はその被扶養者（被扶養者でない子を含む）の高等学校、大学（大学院を含む）、高等専門学校、専修学校（以下「高等学校等」という）への入学	組合員又はその被扶養者（被扶養者でない子を含む）の高等学校等における修学
貸付金の限度額 (申込金額は1万円単位)	給料の6か月分に相当する金額（上限200万円）の範囲内で必要額（ただし、高等学校については30万円が限度）	修業年限の年数に相当する月数（中途の場合は残月数）1月につき15万円。 ただし、年度ごとの申込みとなり、一回の申込限度額は1年度分180万円（年度中途の場合はその年度の残月数×15万円）です。なお、同じ学年を2度申込みことはできません。
償還方法	貸付の翌月から元利均等で償還（最高120月）	高等学校等を卒業するまでは利息のみを返済し、卒業の翌月から元利均等で償還（最高150月）
提出書類	貸付申込書、印鑑登録証明書、貸付金借用証書、直近の給与支給明細書、借入状況等申告書及び学校長等の発行する合格又は入学の許可を証明する書類（入学後の場合は、在学証明書を添付）	貸付申込書、印鑑登録証明書、貸付金借用証書、直近の給与支給明細書、借入状況等申告書及び学校長等の発行する在学を証明する書類（入学前に申込み場合は、合格又は入学の許可を証明する書類）

※令和3年2月1日現在、貸付利率は年1.26%です。

◆貸付金の交付日は、原則として受付日が、1日から5日までのものは当月末日、6日以降のものは翌月末日です。

◆申込みにあたっては、次のことにご注意ください。

- 1 入学貸付の申込期限は、入学後2か月以内（4月入学の場合は6月7日（月）まで）です。
- 2 修学貸付の新年度分の申込みは2月8日（月）から受付けます。
- 3 令和2年度分の修学貸付を借受けている方が、令和3年度分（進級分）の修学貸付を継続して申込まれる場合は、2月上旬に送付します継続用申込書をご使用ください。
- 4 上記提出書類のほか、必要に応じて他の証明書類等を提出していただくことがあります。

◆貸付後の必要書類の提出

申込時に合格通知書又は入学許可書を添付した場合は、入学後1か月以内に「在学証明書」を提出してください。

※合格通知書、入学許可書及び在学証明書については、写しでもかまいません。

現在、職員共済組合で大学修学のための貸付を受けられている方へ

職員共済組合

☎内81-2362

☎504-2061

現在、職員共済組合で大学修学のための貸付を受けられている方で、対象者が大学院に進学される場合は追加貸付、または償還猶予の延長ができる場合がありますので、2月19日(金)までに職員共済組合へご相談ください。

職員定期健康診断を人間ドックで代用される職員のみなさまへ 職員定期健康診断個人票の提出 をお願いします

福利課

☎内81-2374・2375
☎504-2062

職員定期健康診断については、労働安全衛生法第66条及び広島市職員安全衛生管理規則第15条において、職員（労働者）は、事業者が行う健康診断を受けなければならないとされています。

例年人間ドックを受診しているにもかかわらず、職員定期健康診断個人票を人間ドック受診機関に提出しなかったために、未受診者の扱いとなっている職員がいらっしゃいます。

人間ドックで代用される場合は、職員定期健康診断個人票の網掛け部分を事前に記入のうえ、

必ず職員定期健康診断個人票を人間ドック受診機関に提出してください。

（受診当日に個人票を忘れた場合は、速やかに人間ドック受診機関に提出してください。）

なお、対象は市長事務部局、行政委員会、消防局、公益的法人に派遣されている職員の方です。

【職員定期健康診断個人票（ピンク色）】

治療中・経過観察中の疾病がある人は、必ず該当する番号を記入してください。
記入した項目と関連のある検査項目値が再検査の場合は再検査対象外となります。

定期健康診断の 再検査を受けましょう

福利課

☎内81-2374・2375
☎504-2062

福利課から定期健康診断再検査受診の通知があった方は、次の場所で再検査及びそれに伴う健康相談を実施します。

ご自身の健康管理のため、速やかに受診していただくをお願いします（受診の際には、必ず再検査個人票をご持参ください）。

なお、再検査以外の検査はできませんので、お間違えのないよう、ご注意ください。

※健康に関する相談は、随時、福利課保健師（内線2374・2375）がお受けしますのでご利用ください。

【本庁舎】 16階保健室 月曜日・水曜日・金曜日
9:00-11:30 13:30-15:00

※休診となる場合がありますので、指定日時で都合の悪い場合は事前に福利課にお問い合わせください。

【巡回会場】（2月）

巡回会場で成人男性の風しん抗体検査が受検できます（クーポン券持参）

実施日	再検査場所・受付時間	
26日（金）	東区福祉センター（3階大会議室） 9：00～10：15	南環境事業所（2階医務室） 11：30～13：00
10日（水）	佐伯区役所（6階601会議室） 11：00～12：30	南区役所（4階第3会議室） 14：30～16：00
4日（木）	安佐北環境事業所（2階医務室） 11：30～13：00	安佐北区役所（3階入札室） 14：30～16：00
12日（金）	安佐南環境事業所（2階協議室） 11：30～13：00	安佐南区役所（3階第4会議室） 14：30～16：00
2日（火）	下水道局管理部（地下大会議室） 8：45～10：15	西環境事業所（1階医務室） 11：30～13：00
18日（木）	西区役所（3階第4会議室） 8：45～10：15	中環境事業所（2階医務室） 11：30～13：00
9日（火）	安芸区役所（3階第1会議室） 8：45～10：15	安芸環境事業所（2階医務室） 11：30～13：00

やむをえず指定場所での受診が困難な場合は、最寄りの医療機関での受診結果を再検査結果に用いることも可能です（検査にかかる費用は自己負担となります）。医療機関で再検査を受診した場合、福利課から送付された再検査個人票に結果を添付又は記入し、必ず福利課へご提出ください。

ニコニコ（2525）過ごそう！ 毎月25日はメンタルヘルス推進日^^

福利課

☎81-2365-2374・2375
☎504-2062

毎月25日のメンタルヘルス推進日には、ご自身の心身の健康状態を振り返りつつ、セルフケアを心がけましょう。

メンタルヘルス推進日には、庁内LAN掲示板等を通じて各種相談窓口等の情報発信を行います。各種相談窓口は、厚生だよりのP14をご覧ください。

コラム

😊ココロをラクにするコツー仲間と過ごす時間を大切に😊

ストレスが多い日々の中で心の健康を保つためには、友人や仲間との時間がとても大切です。特に、あなたのことをよく知っている人や気の合う人に自分の気持ちを話すことで、気持ちが落ち着いたり、困っていることの解決策が見つかることもあります。



仲間と思いきり楽しむこともストレス解消には効果的です。コロナ感染症対策をしつつ、仲間との時間を持つことで、気持ちの切り替えを上手にしていきましょう。



また、人と人とのつながり、ぐちを言える人、話を聴いてくれる人を大切に、自分のココロの安定を保ちましょう。

健康教室のご案内

福利課

☎81-2365-2374・2375
☎504-2062

30歳代職員のためのストレス耐性向上研修（12月延期分）

内 容 年代別に集い、自分の強み（長所）を活かした自己能力の発揮方法や、ストレスを受けにくい物事の考え方等を講義や演習（個人ワークおよびグループワーク）を通して学んでいただきます。

講 師 株式会社C's PORT 産業カウンセラー 河内 理 氏

開催日時 令和3年2月8日（月）13：30～16：30



こころの健康管理教室ーアンガーマネジメント編

内 容 アンガーマネジメントについての講義と演習

講 師 アンガーマネジメントコンサルタント 棚多 里美 氏

開催日時 令和3年2月9日（火）14：00～16：00



いずれも会場は、広島市役所本庁舎2階講堂です。

詳細は所属に送付している実施通知をご覧ください、庶務担当者を通して申し込んでください。

※今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況等によっては、やむを得ず中止を決定する場合がありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

個人型確定拠出年金「iDeCo」 に係る事業主の証明について

福利課

☎内81-2357
☎504-2060

個人型確定拠出年金（愛称:iDeCo）への加入申込に際し必要となる「事業主の証明」の手続きは、福利課厚生係において随時行っています。但し、加入されている年金制度により証明の手続きを行う部署が異なります（※）のでご注意ください。

- ※ 教育委員会所属の公立学校共済組合員については、所属により①総務課又は②教育給与課で行います。（①高校・幼稚園、②小・中学校・特別支援学校）
- ※ 市立病院機構採用の広島市職員共済組合員については、機構本部経営管理課で行います。
- ※ 協会けんぽ加入者については、各任命権者で行います。

医療費控除申告の添付書類として利用できる「医療費と給付金支給額のお知らせ」の送付時期について

職員共済組合

☎内81-2373
☎504-2062

医療費控除を受ける場合は「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告書に添付しなければならないこととされていますが、平成29年分の確定申告から、広島市職員共済組合が送付する「医療費と給付金支給額のお知らせ」を添付することによって、「医療費控除の明細書」への記載内容を省略できるようになりました。

令和2年度の「医療費と給付金支給額のお知らせ」の送付時期は次のとおりです。

再交付はしませんので、大切に保管してください。

令和2年度「医療費と給付金支給額のお知らせ」送付時期

区分	診療月	送付時期
第1回	1～6月分	9月下旬
第2回	7～11月分	2月下旬
第3回	12月分	3月下旬

- ※ 医療費控除の申告に関する詳細は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧くださいか、税務署にご相談ください。

笑顔でヘルシーダイヤル (共市)

広島市職員共済組合員及び会計年度任用職員の方が利用できます。

「急病」の時や「今すぐ相談したい」時、年中無休で24時間対応の電話健康相談（通話料無料）をご利用ください。専門のスタッフが即時相談に応じます。（携帯電話からの相談も可能です。）

また、WEB相談もできますのでご利用ください。

●電話の場合

【職員共済組合員の方】

下記のフリーダイヤルにおかけいただき、電話がつながりましたら、「職員共済組合員」又は「職員共済組合員の被扶養者」であることを伝え、ご相談ください。

フリーダイヤル 0120-151-003

【会計年度任用職員の方】

下記のフリーダイヤルにおかけいただき、電話がつながりましたら、「広島市職員」又は「広島市職員の被扶養者」であることを伝え、ご相談ください。

フリーダイヤル 0120-151-922

●WEB相談の場合

笑顔でヘルシーダイヤルのホームページ (<http://www.healthy-hotline.com/>) にログインし、相談する。

※ログインには所定のIDが必要です。

【職員共済組合員の方のID】

hs32340317

【会計年度任用職員の方のID】

hs01340017



携帯電話版ホームページQRコード（注）

（注）携帯電話から相談しても無料ですが、携帯電話版ホームページ接続にかかる通信料等は自己負担となります。

障害者である職員の合理的配慮についての相談 (市)

人事課で、障害のある職員の合理的配慮についての相談を受け付けています。

【電話番号】082-504-2050（内線2395）

【電子メールアドレス（専用）】

hairyo-soudan@city.hiroshima.lg.jp

【相談方法】電話、電子メール、面接等

*(共)…広島市職員共済組合員が利用できます
*(市)…広島市職員が利用できます

〈プライバシーは守られます〉

ハラスメントに関する相談 (市)

働きやすい職場環境を実現するためには、勇気を出して相談するなど行動することが大切です。

「パワー・ハラスメント」、「セクシュアル・ハラスメント」、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」についての相談・苦情を受け付けています。

各局・区等に相談員を配置していません（全庁資料室参照）。次の相談員に相談することもできます。

【男性相談員（人事課服務担当課長）】

m-harassment@city.hiroshima.lg.jp
504-2049（直通）又は内線2319

【女性相談員（福利課職員健康管理担当課長）】
f-harassment@city.hiroshima.lg.jp

504-2059（直通）又は内線2370

【男性相談員（人事課長）】

504-2048（直通）又は内線2310

健康相談室 (共市)

☎240-2425【直通】

「職場の人間関係が上手くいかない」「家庭の悩み事で仕事に集中できない」などの悩みについて、相談員が親身になって相談にのります。

本人、家族、同僚などなたからの相談でも結構です。ご希望に応じて、カウンセラー・医師との対面相談の日時を決定します。

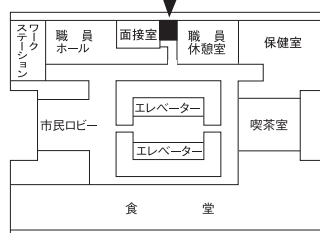
【相談受付】

月～金曜日

午前10時～午後3時30分

（相談は午後4時まで行います。時間外は留守番電話になっています。）

本庁舎16階健康相談室



ヒーリングCD貸出のお知らせ

リラクゼーション効果のあるCDを本庁舎16階健康相談室で貸し出しています。

まず、電話で在庫の確認と予約をお願いします。

〈プライバシーは守られます〉

健康相談 (市)

産業医・保健師が、心と体の健康相談を行っています。

【産業医】

504-2679（直通）又は内線2378

504-2681（直通）又は内線2376

504-2682（直通）又は内線2368

【保健師】

504-2062（直通）

又は内線2365・2374・2375

●相談内容によっては面接相談を行います。

●禁煙相談も可能ですので、ぜひご相談ください。あわせて福利課HP「職員の禁煙の推進について」もご覧ください。

なやみごと相談 (市)

☎223-7470【直通】

専門のカウンセラーによる、なやみごと相談を行っています。家庭の悩みごとや職場の人間関係、セクハラなど、こころの健康問題について相談やカウンセリングを行います。

【相談予約】

月～金曜日（祝日を除く。）

午前10時～午後4時30分

【相談時間】

午前10時～午後8時

（土日祝日も含む毎日）

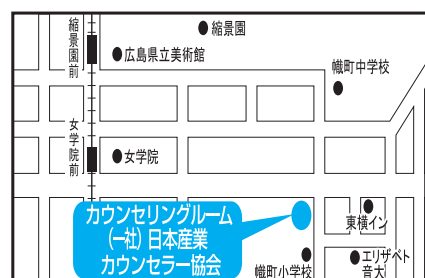
【相談方法】

あらかじめ、相談日時を電話で予約し、相談場所で面接の方法により行います。電話予約の際は、必ず「広島市の職員又は家族」で、「なやみごとの相談の予約」であることを教えてください。

【相談場所】

中区幟町3-1 第三山県ビル5階

（一社）日本産業カウンセラー協会



日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5 ㊦3月分コテージ湯の山利用抽選 ㊦2月分普通・特別貸付申込締切 ㊦広響定期演奏会抽選申込締切	6
7	8	9	10 ㊦各種給付金締切 ㊦貸付金繰上償還申込締切	11 (建国記念の日)	12	13
14	15 ㊦財形貯蓄2月分払戻請求締切	16	17	18	19 ㊦2月分育児・介護休業手当金請求締切	20
21	22 ㊦3月分住宅貸付申込締切	23 (天皇誕生日)	24 ㊦貸付金繰上償還振込期限	25 ㊦1月分育児・介護休業手当金支払日 ㊦3月分産前産後休業掛金免除申出締切	26 ㊦4月分コテージ湯の山利用抽選申込期限 ㊦2月分普通・特別・1月分住宅貸付日	27
28						

㊦ 互助会 ㊦ 職員共済組合 ㊦ 福利課

月例受付

※事務局へのご連絡の際には、ダイヤルイン又は本庁内線電話番号をご利用ください。
締切・振込日が土・日・休日に重なった場合は変更になります。

互助会		職員共済組合	
ダイヤルイン 504-2063(福利係)		ダイヤルイン 504-2061(庶務係) 本庁内線 2362	
給付 (本庁内線2358)	締切 20日 支払 翌月20日	普通貸付 特別貸付	締切 5日 貸付 末日
火災共済(加入) (本庁内線2355・6)	加入申込 随時 (加入日は翌月1日)	住宅貸付 貸付金借用証	締切 20日 貸付 翌月末日
福利課		貸付金 繰上償還 (一部返済・全額返済)	受付 10日まで 振込 23日まで 一部返済(1万円単位) 住宅貸付50万円以上 普通・特別貸付30万円以上
ダイヤルイン 504-2060又は本庁内線2357		育児・介護 休業手当金	締切 20日 支払 翌月25日
財形払戻 (解約・一部払出)	締切 15日 支払 末日	配布部数の変更について	
財形積立 (中断・再開)	締切 15日 翌月給与より	全庁フォルダ内のファイルを直接修正できない所属においては次の番号へ必要部数をお知らせください。 福利課厚生係(互助会管理係) 082-504-2060(内線81-2352) 配布部数の変更は毎月10日までにお知らせください。	

※ 「市立病院機構」職員の財形貯蓄に関する手続きは、
[市立病院機構本部事務局経営管理課](http://www.city-nagasaki.jp) [ダイヤルイン 569-7816](tel:082-5697816) まで!!